

ゴルフパートナー田原練習場 青少年golfer練習打席無料開放 利用規約

第1条 (制度の目的)

スポーツとしてのゴルフを通じ、青少年がルール遵守やマナー・エチケットを学ぶことにより、健全な人格形成と健康な身体づくりを目的とする。

第2条 (利用資格)

田原市在住者で小学生から高校生および、田原市内の高等学校に通学する高校生で、ゴルフパートナー田原練習場が定める利用規約を遵守できるもの。

第3条 (利用申込)

ゴルフパートナー田原練習場にて所定の利用申込書を提出すること。

利用手続きは、必ず保護者同伴で来場し、利用者・保護者が利用規約に同意のうえで初回申込みを行うこと。

第4条 (打席無料開放の利用)

- 利用時間 平日 6:00 ~ 22:00 土日祝日 6:00 ~ 8:00 12:00 ~ 22:00
- 利用金額 無料 (付帯サービスとなる、ショートコース・レッスン等は有料)
1日あたり無料で使用できる時間は2時間までとする。
- 無料開放打席数 6打席
無料開放打席数以上の利用希望者が同時刻に来場した場合は、各自の利用可能時間内であっても、相互協力のうえ交代制で利用を行うこと。
- 小学生以下は原則保護者または引率者同伴での来場を条件とする。
- 練習開始および終了時には、施設従業員や一般の来場者に元気よく挨拶できること。
- 無料打席を1時間以上使用する日は、施設責任者が指定する簡易業務をお手伝いする時間を10分ほど確保すること。
- 練習中の怪我などにつきましては、当施設にて責任を負いかねます。安全には十分留意のうえ利用すること。

第5条 (利用資格の喪失)

利用者もしくは親権者、引率者が各号のいずれかに至った場合は、利用資格を喪失する。

- 本規約に違反した時。
- ゴルフ練習にそぐわない練習方法や、危険行為が見られた時。
- ゴルフラウンドにおいてスコアの虚偽申告などを深刻なルール違反を行った時。
- 青少年golfer向けに準備された無料打席・無料練習ボールを、保護者や引率者が使用した場合。(ジュニアに対し手本を見せるなどの行為も本号に該当)
- 転居・転校・退学などにより第2条に該当しなくなった場合。

第6条 (その他)

この規則に定めるものの他に問題が発生した場合は、施設責任者と利用者が協議のうえこれを定めるものとする。

青少年golfer練習打席無料開放 利用申込書 (初回のみ)

項目

記入事項

利用者	氏名	
	ふりがな	
	性別	
	生年月日	
	学校名(学年)	(年生)
	住所	
	電話番号	
	ゴルフ経験の有無	有・無
	ベストスコア(ゴルフ場)	ストローク()
保護者	氏名	
	ふりがな	
	利用者との続柄	
	ゴルフ経験の有無	有・無
	緊急時の連絡先	

利用者・保護者ともに利用規約に同意のうえ、青少年golfer無料打席開放の利用を申込みます。

利用者署名

保護者署名